

地域電子マネー「クマPAY」及びコミュニティポイント「クマポ」
シンボルマーク・ロゴの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域電子マネー「クマPAY」及びコミュニティポイント「クマポ」シンボルマーク・ロゴ（以下「マーク・ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 何人もマーク・ロゴを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) クマPAY やクマポの取扱加盟店等でないとき。
- (2) 熊谷市、クマPAY 及びクマポの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が不適當であるとき。

(使用承認申請等)


第3条 マーク・ロゴを使用する場合には、あらかじめマーク・ロゴ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

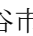
2 市長は、第1項の申請についてその内容が前条の規定に照らし適当と認めるときは、マーク・ロゴの使用に係る審査結果通知書（様式第2号）によって承認を通知するものとし、適当でないと認めるときは、マーク・ロゴの使用に係る審査結果通知書（様式第2号）によって不承認を通知するものとする。

3 熊谷市のマーク・ロゴに関する事務の所管部署以外の部署がマーク・ロゴを使用する場合には、あらかじめマーク・ロゴ使用届出書（様式第2号の2）を当該所管部署に提出するものとする。

(使用上の順守事項)

第4条 マーク・ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもってかえることができる。なお、前条の承認を要しない場合は、完成物件の提出を省略することができる。
- (2) 使用するデザインは、マーク・ロゴ使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及びロゴマニュアル（以下「マニュアル」という。）に定められたものを基本とすること。
- (3) マークをアレンジして使用する場合に当たっても、マニュアルによって定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4) マーク・ロゴのデザインに関する著作権が熊谷市に帰属することを記すため、「熊

谷市」あるいは「Kumagaya City」との表記を付すこと。

2 マーク・ロゴの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 年度ごとにマーク・ロゴ使用商品等販売状況報告書(様式第3号)を提出すること。
(承認内容の変更等)

第5条 マーク・ロゴの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マーク・ロゴ使用変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請についてその内容が第2条の規定に照らし適当と認めるときは、マーク・ロゴの使用に係る審査結果通知書(様式第2号)によって承認を通知するものとし、適当でないとき、マーク・ロゴの使用に係る審査結果通知書(様式第2号)によって不承認を通知するものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(権利の設定の禁止)

第6条 意匠法(昭和34年法律第125号)第6条及び商標法(昭和34年法律第127号)第5条に基づく権利の設定は、これをしてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第7条 マーク・ロゴを使用している者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 マーク・ロゴの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じて、市長はその責めを負わない。

(争論等の解決)

第8条 マーク・ロゴの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用する者の責務において解決しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、マーク・ロゴの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。